令和4年度
ひとり親家庭
高等職業訓練促進資金
住宅支援資金
貸付のご案内



就職に有利な資格の取得を目指す皆さん自立に向けて意欲的に取り組む皆さん

長野県社会福祉事業団では、長野県ひとり親家庭高等職業訓練促 進資金貸付制度の実施主体として、高等職業訓練促進資金及び住宅 支援資金の貸付希望者を募集しています。

少し次

高等職業訓練促進資金貸付事業
入学準備金の概要1
就職準備金の概要2
高等職業訓練促進資金の申込みについて3
貸付契約の解除及び返還について5
住宅支援資金貸付事業
住宅支援資金の概要6
住宅支援資金の申込みについて7
貸付契約の解除及び返還について8
申請及び届出の提出書類
○ 問合せ先及び各種書類の提出先 10
○ 長野県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付規程 11
★式集



高等職業訓練促進資金貸付事業

入学準備金の概要

区分	内容
貸付対象者	次の全ての要件を満たす方が貸付の対象となります。
	※高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修 了する方が、引き続き看護師の資格を取得するために養成機関 で修業する場合、入学準備金については、准看護師養成機関の 入学時に貸付を行うこととし、看護師の養成機関の入学時にお いては改めて貸付を行うことはできません。
貸付額	500,000円 以内
返 還 免 除	養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に就職し、県内で取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き業務に従事した場合、貸付を受けた全額が返還免除されます。 ※ただし、上記条件を満たさない方は返還となります。
利 子	●保証人を立てる場合は無利子となります。●保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子としますが、履行猶予期間経過後はその利率を年1.0%とします。

※詳しくは貸付規程をご覧ください。

就職準備金の概要

区分	内容
貸付対象者	次の全ての要件を満たす方が貸付の対象となります。
貸付額	200,000円 以内
返 還 免 除	養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に就職し、県内で取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き業務に従事した場合、貸付を受けた全額が返還免除されます。 ※ただし、上記条件を満たさない方は返還となります。
利 子	●保証人を立てる場合は無利子となります。●保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子としますが、履行猶予期間経過後はその利率を年1.0%とします。

※詳しくは貸付規程をご覧ください。

高等職業訓練促進資金の申込みについて

申込方法

高等職業訓練促進資金(以下「訓練促進資金」という。)貸付の申込みは、住所地を 所轄する福祉事務所に提出してください。

なお、この貸付事業の入学準備金と、専門実践教育訓練給付金及び自立支援教育訓練給付金の併給はできませんが、いずれも就職準備金は併給可能です。

申込時の提出書類

- 1 訓練促進資金貸付申請書(様式第1-1号)
 - ① 貸付希望種別の入学準備金または就職準備金を○で選択してください。
 - ② 給付金受給欄には高等職業訓練促進給付金受給の有無を○で選択してください。
 - ③ 希望される入学準備金または就職準備金の希望額を記載してください。
 - ④ 家族の状況については、同一生計の家族全員を記載してください。

2 添付書類

- (1) 入学準備金
 - ① 高等職業訓練促進給付金支給決定者
 - ・ 福祉事務所長意見書(様式第1-1号及び、1-2号添付書類)
 - 支給決定通知書の写し
 - ② 高等職業訓練促進給付金支給決定前
 - ・ 福祉事務所長意見書 (様式第1-1号及び、1-2号添付書類)
 - ・ 申請者及びその扶養している児童の「戸籍謄本(または抄本)」
 - 世帯全員の「住民票」
 - ・ 「児童扶養手当証書の写し(ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)」または前年(1~7月に申請する場合は前々年)の所得額が分かる「市町村長の証明書」
 - 養成機関の長が証明する「合格証明書」
 - ・ 申請者及び同居する親族の前年(1~7月に申請する場合は前々年)の「市 町村民税の納税証明書または所得証明書」
- (2) 就職準備金
 - ① 修了支援給付金支給者
 - ・ 福祉事務所長意見書(様式第1-1号及び、1-2号添付書類)
 - 支給決定通知書の写し
 - 資格取得証明書
 - ② 修了支援給付金支給非該当者
 - ・ 福祉事務所長意見書 (様式第1-1号及び、1-2号添付書類)
 - ・ 申請者及びその扶養している児童の「戸籍謄本(または抄本)」
 - 世帯全員の「住民票」

- ・ 「児童扶養手当証書の写し(ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)」または前年(1~7月に申請する場合は前々年)の所得額が分かる「市町村長の証明書」
- 養成機関の長が証明する「カリキュラムの修了証明書の写し」
- ・ 申請者及び同居する親族の前年(1~7月に申請する場合は前々年)の「市 町村民税の納税証明書または所得証明書」
- 資格取得証明書

募集期間

令和4年度分

- 令和4年4月中(詳細は別途ご連絡します)
- ※年度の途中で貸付対象となった方の申請も随時募集しております。詳細はお問い合わせください。

貸付の決定時期

令和4年度分

選考委員会において審査のうえ、令和4年5月下旬頃に決定となります。結果については申請された方に直接通知します。

※年度途中の申請者については、選考委員会において審査のうえ、随時決定となります。

決定後の提出書類

- 1 訓練促進資金等振込依頼届及び誓約書(様式第4号)
 - ※ゆうちょ銀行への振込みの場合には、振込用の口座番号について通帳または、ゆうちょ銀行へ確認をしてください。
- 2 保証人届(様式第5号)
 - (1) 1名の方を保証人に選任することができます。
 - (2) 貸付を受ける方(以下「被貸付者」という。)が未成年者の場合、保証人は法定代理人(親権者、未成年後見人等)としてください。
 - (3) 保証人は、「保証人届」(様式第5号)及び「訓練促進資金等借用証書」(様式第6号) に押印した印鑑登録証明書を添付してください。
 - (4) 保証人は、被貸付者と連帯して債務を負担していただきます。
 - ※保証人を立てない場合も貸付が可能ですが、その場合、返還の債務の履行猶予期間経過後は、利率年1.0%の利子が付きます。

貸付方法

決定後の提出書類の確認後、全額振込みます。

貸付契約の解除及び返還について

貸付契約の解除

被貸付者が、次の各号に該当した場合、または、貸付契約の解除を申し出たときには、 契約を解除します。

- (1) 養成機関を退学したとき。
- (2) 心身の故障のため養成機関の課程を継続する見込みがなくなったとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- (6) その他貸付規程に違反したとき。

● 貸付金額の返還

- 1 被貸付者が、次の各号に該当する場合(他種の養成施設等における修学、災害、疾病、 負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)は、当該各号に規定する事由が 生じた日の属する月の翌月から、入学準備金は2年以内に、就職準備金は1年以内に、 貸付を受けた金額の全額または長野県社会福祉事業団理事長(以下「理事長」という。) が定める金額を返還していただきます。
 - (1) 貸付契約が解除されたとき。
 - (2) 被貸付者が養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に長野県内で取得した資格が必要な業務(以下「返還免除対象業務」という。)に従事しなかったとき。
 - (3) 被貸付者が返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
 - (4) 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。(ただし、裁量免除の規定あり)
- 2 訓練促進資金を返還する方は、その事由が発生した日から 14 日以内に<u>「訓練促進</u> <u>資金等返還届」(様式第8号)</u>を提出してください。
- 3 返還期限までに返還できなかったときは、その翌日から年3%の割合の延滞利息を徴収します。



住宅支援資金貸付事業

住宅支援資金の概要

区分	内容
貸付対象者	原則として児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている方で、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」に基づく母子・父子自立支援プログラム(以下「プログラム」という。)の策定を受けている方
貸付額	入居している住宅の家賃の実費(上限40,000円)
貸付期間	12ヶ月以内
返 還 免 除	現に就業をしていない方が貸付を受けた日から1年以内に就職、または、現に就業をしている方がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業を継続した場合、貸付を受けた全額が返還免除されます。 ※ただし、上記条件を満たさない方は返還となります。
利 子	無利子

※詳しくは貸付規程をご覧ください。

住宅支援資金の申込みについて

申込方法

住宅支援資金貸付の申込みは、住所地を所轄する福祉事務所に提出してください。

申込時の提出書類

- 1 住宅支援資金貸付申請書(様式第1-2号)
 - ① 希望される住宅支援資金の希望期間及び金額を記載してください。
 - ② 家族の状況については、同一生計の家族全員を記載してください。

2 添付書類

- プログラムの写し
- ・福祉事務所長の意見書(様式第1-1号及び、第1-2号添付書類)
- ・申請者及びその扶養している児童の「戸籍謄本(または抄本)」
- ・世帯全員の「住民票」
- ・「児童扶養手当証書の写し」(ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)または、申請者、申請者の配偶者及び扶養義務者(該当する者がいる場合に限る。)の前年(1~7月に申請する場合は前々年)の所得額が分かる「市町村長の証明書」
- ・家賃額が分かるもの(契約書等の写し)

募集期間

随時募集 ※ただし、予算に限りがございます。

貸付の決定時期

提出書類を確認後、選考委員会において審査のうえ、随時決定となります。結果については申請された方に直接通知します。

決定後の提出書類

- 1 <u>訓練促進資金等振込依頼届及び誓約書(様式第4号)</u> ※ゆうちょ銀行への振込みの場合には、振込用の口座番号について通帳または、ゆうちょ銀行へ確認をしてください。
- 2 保証人届(様式第5号)
 - (1) 1名の方を保証人に選任することができます。

- (2) 貸付を受ける方(以下「被貸付者」という。)が未成年者の場合、保証人は法定代理人(親権者、未成年後見人等)としてください。
- (3) 保証人は、「保証人届」(様式第5号)及び「訓練促進資金等借用証書」(様式第6号) に押印した印鑑登録証明書を添付してください。
- (4) 保証人は、被貸付者と連帯して債務を負担していただきます。 ※保証人を立てない場合も貸付が可能です。

貸付方法

決定後の提出書類の確認後、四半期等の方法で振込みます。

貸付契約の解除及び返還について

貸付契約の解除

被貸付者が、次の各号に該当した場合、または、貸付契約の解除を申し出たときには、 契約を解除します。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) その他貸付規程に違反したとき。

貸付金額の返還

- 1 被貸付者が、次の各号に該当する場合(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)は、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から2年以内に、貸付を受けた金額の全額または理事長が定める金額を返還していただきます。
 - (1) 貸付契約が解除されたとき。
 - (2) 貸付終了後1年が経過したとき。
 - (3) 死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。(ただし、裁量免除の規定あり)
- 2 住宅支援資金を返還する方は、その事由が発生した日から 14 日以内に<u>「訓練促進</u> 資金等返還届」(様式第8号)を提出してください。
- 3 返還期限までに返還できなかったときは、その翌日から年3%の割合の延滞利息を 徴収します。



申請及び届出の提出書類

1 訓練促進資金等返還免除申請書(様式第7号) 被貸付者が、返還免除を受けようとする場合に提出してください。

2 訓練促進資金等返還猶予申請書(様式第9号)

被貸付者が次のいずれかに該当する場合には、提出してください。

(1) 訓練促進資金

- ・訓練促進資金の貸付契約が解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき。
- ・当該養成機関を卒業後、更に他種の養成機関において修学しているとき。
- ・返還免除対象業務に従事しているとき。
- ・災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由(産前産後休業、育児休業、介護休業期間等)により、返還免除対象業務に従事できないとき。

(2) 住宅支援資金

・災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由(産前産後休業、育児休業、介護休業期間等)があるとき。

3 異動届 (様式第 10 号)

被貸付者または保証人は、本人の氏名、住所、勤務場所その他重要な事項に異動があったときは、遅滞なく届け出てください。

4 保証人変更届(様式第11号)

被貸付者は、保証人が死亡もしくはその他の事情により保証人の資格を失い、または理事長が不適当と認めてその変更を求めたときは、遅滞なく別の保証人を立て、印鑑登録証明書を添付して届け出てください。

5 訓練促進資金返還免除対象業務従事届(様式第 12 号)

入学準備金の被貸付者は、養成機関を卒業した日の属する年から、返還免除対象業務に従事しているときは毎年4月30日現在の就業状況を5月10日までに、また、「未就業者現況届」に該当する者が県内において返還免除対象業務に従事することとなったときには、届け出てください。

就職準備金の被貸付者は、就業を開始した日から 30 日以内に届け出てください。 ※返還免除となるまでの間、毎年届け出てください。 6 訓練促進資金返還免除対象業務未就業者現況届(様式第 13 号)

訓練促進資金の被貸付者が、県内で返還免除対象業務に従事していない場合は、4月30日現在の状況を5月10日までに届け出てください。

7 訓練促進資金返還免除対象業務従事期間証明書(様式第14号)

訓練促進資金の被貸付者が就業先を変更したときは、「異動届」ならびに「訓練促進資金返還免除対象業務従事届」及び前職に係る「訓練促進資金返還免除対象業務従事期間証明書」を届け出てください。

8 就業状況報告書(様式第 15 号)

住宅支援資金の被貸付者は、就業または転職をした日から30日以内に届け出てください。

9 その他、詳細については、「長野県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付規程」をご覧ください。



問合せ先及び各種書類の提出先

住 所 〒381-0034

長野市大字高田364番地1

社会福祉法人 長野県社会福祉事業団

長野県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 担当者 宛

電 話 026-228-0337

FAX 026-228-0310

ホームページ https://nagano-swc.com/

Eメール shikin@nagano-swc.com



長野県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付規程

[沿革] 28. 9. 8制定 30. 6.12改正 2. 5.28改正 3. 8.19改正

(目的)

第1条 この規程は、長野県(郡市福祉事務所)が実施する高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金(以下「訓練促進資金」という。)を貸付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進するとともに、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする。

(貸付対象者)

- 第2条 訓練促進資金の貸付の対象となる者(以下「訓練促進資金貸付対象者」という。)は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者とする。
- 2 住宅支援資金貸付の対象となる者(以下「住宅支援資金貸付対象者」という。)は、原則として 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給を受けている者であって、「母 子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」(平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生 労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく母子・父子自立支援プログラム(以下「プログラム」 という。)の策定を受けている者とする。

(貸付の種類及び貸付額)

- 第3条 訓練促進資金及び住宅支援資金の種類及び貸付額は以下のとおりとする。
 - (1) 訓練促進資金

訓練促進資金は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。) 第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する 法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金(以下「高等職業訓練促進給付金」 という。)の支給を受ける者に貸付ける入学準備金及び養成機関の課程を修了し、資格を取得し た場合に貸付ける就職準備金とし、貸付額は、入学準備金については500,000円以内、就職準備 金については200,000円以内とする。ただし、高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師 養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場 合の取り扱いは、以下のとおりとする。

- ア 入学準備金については、准看護師養成機関の入学時に貸付を行うことし、看護師の養成機 関の入学時においては改めて貸付を行わない。
- イ 就職準備金については、原則として准看護師養成機関の終了時には貸付を行わないことと し、看護師の養成機関を修了し、資格を取得した時点において貸付を行う。
- (2) 住宅支援資金

プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者の住宅の家賃支援として、 入居している住宅の家賃の実費(上限4万円)を12か月の範囲内で貸し付けるものとする。 (選考)

- 第4条 訓練促進資金及び住宅支援資金貸付対象者の選考については、選考委員会を設置し、これ を行うものとする。
- 2 選考委員会の構成及び選考基準については、別に定めるものとする。

(貸付の申請)

- 第5条 訓練促進資金貸付対象者は、訓練促進資金貸付申請書(様式第1-1号)に次に掲げる書類を添え、入学準備金にあっては、原則、養成機関で修業を開始した日から1か月以内に、就職準備金にあっては、原則、養成機関を修了し、資格を取得した日から1か月以内に、住所地を管轄する福祉事務所に提出しなければならない。
 - (1) 入学準備金の貸付対象者
 - ア 訓練促進給付金支給決定者の場合は、決定通知書の写し及び福祉事務所長の意見書
 - イ 訓練促進給付金支給決定前の者が申請する場合は、申請者及びその扶養している児童の「戸籍謄本(又は抄本)」、世帯全員の「住民票」、「児童扶養手当証書の写し」又は前年(1月~7月に申請する場合は前々年)の所得額が分かる「市町村長の証明書」、養成機関の長が証明する「合格証明書」、申請者及び同居する親族の前年(1月~7月に申請する場合は前々年)の「市町村民税の納税証明書」、「所得証明書」及び福祉事務所長の意見書
 - (2) 就職準備金の貸付対象者
 - ア 修了支援給付金支給決定者の場合は、決定通知書の写し、資格取得証明書及び福祉事務所 長の意見書
 - イ 修了支援給付金支給非該当者の場合は、申請者及びその扶養している児童の「戸籍謄本(又は抄本)」、世帯全員の「住民票」、「児童扶養手当証書の写し」又は前年(1月~7月に申請する場合は前々年)の所得額が分かる「市町村長の証明書」、養成機関の長が証明する「カリキュラムの修了証明書の写し」、申請者及び同居する親族の前年(1月~7月に申請する場合は前々年)の「市町村民税の納税証明書」、「所得証明書」、資格取得証明書及び福祉事務所長の意見書
- 2 住宅支援資金貸付対象者は、住宅支援資金貸付申請書(様式第1-2号)に次に掲げる書類を添え、住所地を管轄する福祉事務所に提出しなければならない。
 - (1) プログラムの写し
 - (2) 福祉事務所長の意見書
 - (3) 申請者及びその扶養している児童の「戸籍謄本(又は抄本)」
 - (4) 世帯全員の「住民票」
 - (5) 「児童扶養手当証書の写し」(ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は申請者、申請者の配偶者及び扶養義務者(該当する者がいる場合に限る。)の前年(1月~7月に申請する場合は前々年)の所得額が分かる「市町村長の証明書」
 - (6) 家賃額が分かるもの(契約書等)

(貸付の決定等)

第6条 長野県社会福祉事業団理事長(以下「理事長」という。)は、第5条に規定する訓練促進資金貸付申請書及び住宅支援資金貸付申請書を受理したときは、第4条の規定による選考を行った上、予算の範囲内で貸付を決定するものとする。

- 2 理事長は、前項の規定により貸付の決定をしたときは、その結果を、訓練促進資金等貸付決定 通知書(様式第2号)又は訓練促進等貸付不承認決定通知書(様式第3号)により、申請者に通 知するものとする。
- 3 訓練促進資金及び住宅支援資金の貸付決定通知書を受けた者は、遅滞なく、訓練促進資金等振 込依頼届及び誓約書(様式第4号)(以下「振込依頼届」という。)を理事長に提出しなければな らない。

(利子)

- 第7条 貸付する訓練促進資金の利子は、保証人を立てる場合無利子とし、保証人を立てない場合は、 返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後はその利率を年1.0 パーセントと する。
- 2 住宅支援資金の利子は、無利子とする。

(保証人)

- 第8条 訓練促進資金及び住宅支援資金の貸付決定者は、保証人を立てることができる。ただし、 貸付を受けようとする者が未成年である場合には、保証人は法定代理人でなければならない。
- 2 第7条に定める保証人は、貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保障債務は第16条の規定による延滞利子を包含するものとする。
- 3 保証人を立てる場合は、第6条第3項の届出とともに、保証人届(様式第5号)を理事長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第9条 理事長は、第6条第3項の規定による振込依頼届に記載された金融機関に、同届の確認後 理事長が適当と認めた日に全額を、振込むものとする。

ただし、特別の事情があるときは、変更をすることができる。

(貸付契約の解除)

- 第10条 理事長は、貸付を受けている者(以下「被貸付者」という。)が次のいずれかに該当するに至ったと認めるとき、又は、被貸付者が訓練促進資金又は住宅支援資金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。
 - (1) 訓練促進資金
 - ア 養成機関を退学したとき。
 - イ 心身の故障のため養成機関の課程を継続する見込みがなくなったとき。
 - ウ 学業成績が著しく不良になったとき。
 - エ死亡したとき。
 - オ 資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
 - カ その他この貸付規程に違反したとき。
 - (2) 住宅支援資金
 - ア死亡したとき。
 - イ 資金貸付の目的を達成する見込みが亡くなったと認められるとき。

- ウ その他この貸付規程に違反したとき。
- 2 理事長は、前項の規定により訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付の契約を解除したときは、 被貸付者に対して通知するものとする。

(借用証書の提出)

第11条 被貸付者は、貸付を受けた日から14日以内に、訓練促進資金等借用証書(様式第6号)を、 理事長に提出しなければならない。

(返還債務の当然免除)

- 第12条 理事長は、被貸付者が次のいずれかに該当するに至ったときは、返還の債務を免除するものとする。
 - (1) 訓練促進資金
 - ア 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に就職し、長野県内で取得した 資格が必要な業務(以下「返還免除対象業務」という。)に従事し、5年間引き続き業務に従 事したとき。ただし、他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得 ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているもの とみなすが、当該業務従事期間には算入しないものとする。
 - イ 前号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因 する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
 - ウ 被貸付者が准看護師養成機関を修了し、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機 関で修業する者であった場合、看護師の養成機関の終了後にアの規定を適用する。
 - (2) 住宅支援資金
 - ア 現に就業をしていない者が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内に就職又は現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業を継続したとき。ただし、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業できなかった場合は、引き続き就業しているものとみなすが、当該就業期間には算入しないものとする。
 - イ アに規定する就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障 のため業務を継続することができなくなったとき。
- 2 前項の規定により訓練促進資金又は住宅支援資金の返還免除を受けようとする者は、訓練促進資金等返還免除申請書(様式第7号)に必要な書類を添付して理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、前項の規定による免除の申請があったときは、当該免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定した旨を通知するものとする。

(返環)

第13条 被貸付者が、次のいずれかに該当する場合(他種の養成施設等における修学、災害、疾病、 負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、その規定する事由が生じた日の属する 月の翌月から貸付を受けた金額の全額又は理事長が定める金額を入学準備金及び住宅支援資金は 2年以内に、就職準備金は1年以内に、月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければな らない。

- (1) 訓練促進資金
 - ア 貸付契約が解除されたとき。
 - イ 被貸付者が養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に返還免除対象業務 に従事しなかったとき。
 - ウ 被貸付者が、返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
 - エ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- (2) 住宅支援資金
 - ア 貸付契約が解除されたとき。
 - イ 貸付終了後1年が経過したとき。
 - ウ 死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 前項の規定により訓練促進資金を返還する者は、その事由が発生した日から14日以内に、訓練促進資金等返還届(様式第8号)を理事長に提出しなければならない。
- 3 訓練促進資金及び住宅支援資金の返還は、原則として指定日に指定の口座へ振込の方法で行うものとする。

(返還の債務の履行猶予)

- 第14条 理事長は、訓練促進資金の被貸付者が次のいずれかに該当する場合には、その掲げる事由 が継続する期間、訓練促進資金の返還の債務の履行を当然猶予するものとする。
 - (1) 貸付契約が解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき。
 - (2) 当該養成機関を卒業後さらに他種の養成機関において修学しているとき。
- 2 理事長は、被貸付者が次のいずれかに該当するときは、その掲げる事由が継続している期間、 履行期限の到来していない訓練促進資金又は住宅支援資金の返還の債務の履行を裁量猶予できる ものとする。
 - (1) 訓練促進資金の被貸付者が返還免除対象業務に従事しているとき。
 - (2) 訓練促進資金又は住宅支援資金の被貸付者が災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。
- 3 前2項の規定により訓練促進資金又は住宅支援資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする 者は、訓練促進資金等返還猶予申請書(様式第9号)に必要な書類を添付して理事長に提出しな ければならない。
- 4 理事長は、前項の規定による猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について承認又は不承認を決定した旨を通知するものとする。
- 5 理事長は、訓練促進資金又は住宅支援資金の返還債務の履行の猶予を受けた者が、第1項及び 第2項各号に掲げる事由に該当しなくなったと認めるときは、返還債務の履行猶予の決定を取り 消すものとする。

(返還の債務の裁量免除)

第15条 理事長は、被貸付者が次のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務の一部又は全部を当該規定に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 訓練促進資金

- ア 死亡、又は障害により貸付を受けた訓練促進資金を返還することができなくなったとき 返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部又は一部
- イ 長期間所在不明となっている場合等、訓練促進資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき返還の債務の額の全部又は一部
- ウ 返還免除対象業務に従事したとき 返還の債務の額の一部

(2) 住宅支援資金

- ア 死亡、又は障害により貸付を受けた住宅支援資金を返還することができなくなったとき 返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部
- イ 長期間所在不明となっている場合等、住宅支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき返還の債務の額の全部

(延滯利子)

第16条 理事長は、被貸付者が正当な理由がなく訓練促進資金又は住宅支援資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和2年3月31日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、なお従前の例によることとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する 費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことがで きる。

(届出の義務)

- 第17条 被貸付者又は保証人は、訓練促進資金又は住宅支援資金返還前に本人の氏名、住所、勤務場所その他重要な事項に異動があったときは、遅滞なくその旨を異動届(様式第10号)により理事長に届け出なければならない。
- 2 保証人を立てた被貸付者は、保証人が死亡若しくはその他の事由により保証人の資格を失い、 又は理事長が不適当と認めてその変更を求め、別の保証人を立てる場合は、保証人変更届(様式 第11号)により理事長に届け出なければならない。
- 第18条 被貸付者(第14条の規定により訓練促進資金又は住宅支援資金の返還債務の履行の猶予を受けている者を除く。以下同じ。)は、入学準備金の被貸付者については養成機関を卒業した日の属する年の4月30日現在の就業の状況について同年5月10日までに、就職準備金の被貸付者は就業を開始した日から30日以内に、住宅支援資金の被貸付者は就業又は転職をした日から30日以内に、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める書類を理事長に提出しなければならない。

(1) 訓練促進資金

ア 県内において返還免除対象業務に従事している者であるとき 訓練促進資金返還免除対象業務従事届(様式第12号) イ 前号に該当する者以外の者であるとき

訓練促進資金返還免除対象業務未就業者現況届(様式第13号)

ただし、県内において返還免除対象業務に従事することとなったときは、速やかに前項ア に規定する訓練促進資金返還免除業務従事届を理事長に届け出なければならない。

(2) 住宅支援資金

就業状況報告書(様式第15号)

- 2 入学準備金の被貸付者が養成機関を卒業した日及び就職準備金の被貸付者が就業を開始した日の属する年の翌年以降、引き続き県内において返還免除対象業務に従事しているときは、返還債務が免除されるまでの間、毎年4月30日現在の就業の状況について、その年の5月10日までに第1項第1号に規定する業務従事届を理事長に届け出なければならない。
- 3 入学準備金又は就職準備金の被貸付者が業務従事先を変更したときは、第17条第1項の規定による異動届並びに前項の規定による訓練促進資金返還免除対象業務従事届及び前職に係る訓練促進資金返還免除対象業務従事期間証明書(様式第14号)を理事長に提出しなければならない。

(実施細目)

第19条 この規程に定めるもののほか、貸付事業に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- この規程は、平成28年9月8日に制定し平成28年4月1日から施行する。 版付 即
- この規程は、平成30年6月12日から施行し、平成30年4月1日から適用する。 附 則
- この規程は、令和2年5月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。 附 則
- この規程は、令和3年8月19日から施行し、令和3年4月8日から適用する。

様式集

様式につきましては、コピーしてお使いください。 ※ホームページからもダウンロードできます。 (様式第1-1号) ひとり親家庭

訓練促進資金貸付申請書

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付希望種別	入学準備金	貸付番	号	貸亻	寸開始	台年月	
貝刊布主性別	就職準備金			4	Ŧ	月	
* + 1% BB 7							
養成機関名	入学年月	年	月	修了年月		年	月
取得(見込)資格							
就職予定業務							
フリガナ				高等職業訓練促	進		_
氏 名			F	給付金受給の有	無	有•	無
生年月日		年	月	日生 (歳)		

長野県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付を次のとおり申請します。

	-, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, i = 1	1.20 21 47.1.1	水化是其业切其门		00 / 1	HI 0 0 7 0
	主所及び 電話番号	₹			電	話	()
			学	歴		職	歴
本人の履歴		年	月	中学校卒	年	月	
		年	月		年	月	
		年	月		年	月	
		年	月		年	月	
貸付	入学準備金					円	(50 万円以内)
希望額	就職準備金					円	(20 万円以内)

家	族(同一生計の家族全員を記載)						
続柄	氏	名	年齢	勤務先又は職業 (学生の場合は、公立・私立・学年を記入)	所得額		
本人							

入学準備金を	専門実践教育訓練給付金の受給予定の有無	_	_	4ш.
申請する場合	専門実践教育訓練給付金の受給予定の有無	月		無

(注) 太枠の中のみ記入をしてください。

(添付書類)

1 入学準備金

ア 共通

- •福祉事務所長意見書
- イ 訓練促進給付金支給決定者
 - ・支給通知書の写し
- ウ 訓練促進給付金支給決定前
 - ・申請者及びその扶養している児童の「戸籍謄本(または抄本)」
 - ・世帯全員の「住民票」
 - ・「児童扶養手当証書の写し(ただし、8月から10月までの間に申請する場合 を除く。)」または前年(1月~7月に申請する場合は前々年)の所得額が分 かる「市町村長の証明書」
 - 養成機関の長が証明する「合格証明書」
 - ・申請者及び同居する親族の前年(1月~7月に申請する場合は前々年)の 「市町村民税の納税証明書または所得証明書」

2 就職準備金

ア 共通

- 福祉事務所長意見書
- イ 修了支援給付金支給者
 - ・支給通知書の写し
 - 資格取得証明書
- ウ 修了支援給付金支給非該当者
 - ・申請者及びその扶養している児童の「戸籍謄本(抄本)」
 - ・世帯全員の「住民票」
 - ・「児童扶養手当証書の写し(ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)」または前年(1月~7月に申請する場合は前々年)の所得額が分かる「市町村長の証明書」
 - ・養成機関の長が証明する「カリキュラム修了証明書の写し」
 - ・申請者及び同居する親族の前年(1月~7月に申請する場合は前々年)の 「市町村民勢の納税証明書または所得証明書」
 - 資格取得証明書

(様式第1-2号) ひとり親家庭

住宅支援資金貸付申請書

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

卷	住宅支援	貸付番	号		貸付	開始年	月	
貸付希望種別	資金				年	月		
就職(予定)業務								
フリガナ								
氏 名							(FI)	
生年月日		年	月	日生	(歳)		

長野県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)の貸付を次のとおり申請します。

住所及び 電話番号	₹				電	話	()	
		学	E			職		歴	
	年	月		中学校卒	年	月			
本人の履歴	年	月			年	月			
	年	月			年	月			
	年	月			年	月			
貸付希望期間		年	月	~	年	月(ヵ月)	
貸付希望金額	月額			円	計			円	

家	家族(同一生計の家族全員を記載)						
続柄	氏	名	年齢	勤務先又は職業 (学生の場合は、公立・私立・学年を記入)	所得額		
本人							

(注) 太枠の中のみ記入をしてください。

(添付書類)

- ・プログラムの写し
- 福祉事務所長の意見書
- ・申請者及びその扶養している児童の「戸籍謄本(又は抄本)」
- ・世帯全員の「住民票」
- ・「児童扶養手当証書の写し」(ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。) 又は申請者、申請者の配偶者及び扶養義務者(該当する者がいる場合に限る。)の前年 (1月~7月に申請する場合は前々年)の所得額が分かる「市町村長の証明書」
- ・家賃額が分かるもの(契約書等)

福祉事務所長意見書

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

福祉事務所の所在地

電話 ()

福祉事務所の名称

下記の者は、訓練促進資金等の貸付を受ける者として適当である。

種別	入学準備金 · 就職準備金 · 住宅支援資金
養成機関名	
学年	学年/年制
取得資格	
氏 名	
意 見	

(注)養成機関名、学年、取得資格欄は入学準備金及び就職準備金申請者のみ記載をする こと。 (様式第2号) ひとり親家庭

訓練促進資金等貸付決定通知書

年 月 日

(申請者)

様

社会福祉法人 長野県社会福祉事業団 理事長 回

年 月 日付をもって申請された訓練促進資金等を下記のとおり貸付します。

記

貸	付番号	
	入学準備金	金 円
訓練促進	就職準備金	金 円
資金	養成機関名	
	取得資格	
住宅支援	月 額	金 円
資金	貸付期間	年 月 ~ 年 月(ヵ月)
	付方法	希望する金融機関への口座振り込みとする。
	その他	

(様式第3号) ひとり親家庭

訓練促進資金等貸付不承認決定通知書

年 月 日

(申請者)

様

社会福祉法人 長野県社会福祉事業団 理事長 回

年 月 日付をもって申請された訓練促進資金等について、次の理由により貸付することを不承認と決定しましたので通知します。

記

不承認決定の理由

(様式第4号) ひとり親家庭

訓練促進資金等振込依頼届及び誓約書

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

年 月 日付をもって貸付決定通知のあった訓練促進資金等について、下記のと おり届出します。

記

	金融機関				
振	支 店 名				
込	預金区分	1 普通預金	口座番号()	
	口座番号	2 その他	口座種別() 口座番号()
座	フリガ ナ 名義人氏名				

【訓練促進資金貸付決定者】

私は、訓練促進資金の貸付を受けるにつきましては、長野県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付規程を遵守し、養成機関が終了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に県内において業務に従事することを誓います。

なお、規程第 13 条により訓練促進資金の返還の債務が生じたときは、返還期限までに貸付を受けた訓練促進資金を確実に返還します。 氏名 印

【住宅支援資金貸付決定者】

私は、住宅支援資金の貸付を受けるにつきましては、長野県ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金貸付規程を遵守し、貸付を受けた日から1年以内に県内において就職又は転職し、 就業することを誓います。

なお、規程第 13 条により住宅支援資金の返還の債務が生じたときは、返還期限までに貸付を受けた住宅支援資金を確実に返還します。 氏名 即

(様式第5号) ひとり親家庭

保証人届

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号 住 所 〒

氏 名 **® ® ®**

年 月 日付をもって貸付決定通知のあった訓練促進資金等について、下記のと おり届出します。

記

保証	ッ ヵ + E 人氏名				(F)	
貸付決定者との関係						
住 所		₸				
電	話番号		()		
	名称					
勤務先	住所					
	電話					

- (注) 1 被貸付者が未成年である場合は、保証人は法定代理人とする。
 - 2 保証人は、被貸付者と連帯して債務を負担するものとする。
 - 3 保証人は、印鑑証明書と同一の印を捺印すること。
- ※添付資料 保証人の印鑑証明書

(様式第6号) ひとり親家庭

訓練促進資金等借用証書

年 月 日

害	400		則印
	収入	印紙	

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号		
養成機関名		
取得資格		
被貸付者住所	〒 電話	()
フリガナ		生年月日
氏 名	•	年 月 日(歳)

私は、次のとおり訓練促進資金等の貸付を受けました。この資金は、長野県ひとり 親家庭高等職業訓練促進資金貸付規程等の規定に従い返還します。

種別	借用金額
入学準備金	円
就職準備金	円
住宅支援資金	円
借用年月日	年 月 日

保証人 住 所 被貸付者との関係 氏 名 • ① 電 話 ()

私は、被貸付者に上記のとおり履行させるとともに、万一被貸付者が履行しない場合は、その債務を負担します。

(注) 保証人は印鑑証明書と同一の印を捺印すること。

(様式第6号関係) ひとり親家庭

訓練促進資金等借用証書にかかわる収入印紙の税額表

借用金額	印紙税額
10万円を超え 50万円以下	400 円
50万円を超え 100万円以下	1,000 円

(様式第7号) ひとり親家庭

訓練促進資金等返還免除申請書

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号						
被貸付者 住 所	電	話		()	
フリガナ				生年	月日	
氏 名	•		年	月	日(歳)

長野県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付規程等の規定により、訓練促進資金 等の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

			所	在	地								
養成機関名			施	設	名								
			卒	業等年	月日								
耳	፬	得		資	格								
<i>#</i> #	期間		年 年	月 月	から まで			借月	用金額			円	
旧州	别间		"	户 年	_	月)		返	還済額			円	
返還?	猶予を		年 年	月日	から			返還	免除済額			円	
受け	た期間		T (月)	返還免除申請額				円		
申請	理由	1 2 4	(死亡	1年・	対象業 5年・ 3 心:	その	他)	-	理由発生				
	就業先 主学 先	及	生地 び 番号	Ŧ					電	話 ()		
		111	17)	期	間				就業先又	スは進学先	所	 在地	
就業	年 年		月 月	まで・	-	ź	Ŧ	箇月		. =	県県	内	
状況	年 年		月 月	まで・	現在	4	年	箇月			県県	内 外	
備考													

※添付書類 申請理由を証明する書類(1の場合は様式第12号又は第15号)

(様式第8号) ひとり親家庭

訓練促進資金等返還届

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

申請者 貸付番号 住所 〒

氏名 (1)

保証人 住所 〒

氏名 🗊

長野県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付規程第 13 条による訓練促進資金等の返還について、次のとおり届け出ます。

貸 付 総 額(A)	(貸付期間	年	月から	年	月まで)	円
免除承認額(B)						円
返還債務額(A—B)						円
返還方法						
1 一 括 払 い			返還日	年	月	日
2 月賦均等払い	(回払い)		(1回 <i>页</i>)返還額		円)
3 半年賦均等払い	(回払い)		(1回 <i>页</i>)返還額		円)
※いずれかの方法に	○を記入してくださ	z い。				
返還期間	年	月から	年	月まで		

(注) 保証人は印鑑証明書と同一の印を捺印すること。

(様式第9号) ひとり親家庭

訓練促進資金等返還猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号		
被貸付者 住 所	市電影	§ ()
フリガナ		生年月日
氏 名	(1)	年 月 日 (歳)

長野県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付規程等の規定により、訓練促進資金 等の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

			所	在	地								
養成機関名			施	設	名								
			卒	業等年	月日								
資	첫 된	格		取	得								
# #	期間		年	月	から		fi	昔月	月金額				円
旧加	別 則		年 (月 年	まで 箇	月)	ì	反说	■ 還済額				円
返還	猶予を		年	月	から		返還	量步	免除済額				円
求め	る期間		年 (月 まで 年 箇月			返還猶予申請額					円	
申請	理由	1 2 4 5	在學	還免除? 学中 身の故! の他(3	務に被災	従事)	理由発生 年 月 日				
	就業先 玍 学 先		地び番号	₹					電	舌 ()		
				期	間				就業先又は	進学先	Ī.	 斤在	E 地
卒業後	年 年		月 月	まで・	現在	左	F 箇月					!	内 外
の状況	年 年		月 月	まで・	現在	4	车 箇月				県 県	Į.	内 外
備考													

[※]添付書類 申請理由を証明する書類(1の場合は様式第12号又は第15号)

(様式第10号) ひとり親家庭

異動届

年	月	В
_	/ 1	-

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号 住 所 〒

 氏 名
 ①

 電 話 ()

下記のとおり、異動がありました。

記

異動年月日	年 月 日
田私の中央	異動前
異動の内容	異動後
本届記入者	本人保証人()

※添付書類

異動事由を証明する書類

(様式第11号) ひとり親家庭

保証人変更届

			年	月	日
社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長	様				
	貸付番号 被貸付者住所	₹			
	被貸付者氏名 電 話	()		•

下記のとおり、保証人を変更しますので承認してください。

記

旧保証人の氏名					
	氏名				捺印
	(本人との関係)	
	住 所 〒				
新保証人の					
住所・氏名・勤務先	(電話	())	
	勤務先名称				
	(勤務先電話番号	())	
変 更 の 理 由					
Z Z V Z B					

- (注) 1 被貸付者が未成年である場合は、保証人は法定代理人とする。
 - 2 保証人は、被貸付者と連帯して債務を負担するものとする。
 - 3 保証人は、印鑑証明書と同一の印を捺印すること。
- ※添付資料

変更後の保証人の印鑑証明書

(様式第12号) ひとり親家庭

訓練促進資金返還免除対象業務従事届

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号	
被貸付者 住 所	電話 ()
フリガナ	生年月日
氏 名	① 年月日(歳)
取得資格	

返還免除対象業務に従事したので、次のとおり届け出ます。

		地及び i 番 号	〒			電話	()	
業 務 従事先	名	称							
	職	種							
業 務 従事期間			年	月	日	から			

上記のとおり従事していることを証明します。

年 月 日

業務従事先の長の

職及び氏名

印

(様式第13号) ひとり親家庭

訓練促進資金返還免除対象業務未就業者現況届

玍	月	Я
—	л	-

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号 住 所 〒 氏 名 ® 電 話 ()

下記のとおり届け出ます。

記

資格取	得状況								
卒 年 月	業	年	月	B	就業予定年月日	年	月	B	
現	況								

(注) 現況欄には、就業の希望があるが、就業できない現況(理由)を、また就業希望先等がある場合には、その現況等を記入すること。

(様式第14号) ひとり親家庭

訓練促進資金返還免除対象業務従事期間証明書

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号					
被貸付者 住 所	₸	電話	()	
フリガナ			生年月	日	
氏 名	•	年	月	日(歳)

上記の者は、次のとおり返還免除対象業務に従事していたことを証明します。

		也及び 番号	〒			電	話	()	
業 務 従事先	名	称								
	職	種								
業務			年	月	日	から				
従事期間			年	月	日	まで		(年	箇月)

年 月 日

業務従事先の長の

職及び氏名

EΠ

(様式第15号) ひとり親家庭

就業状況報告書

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

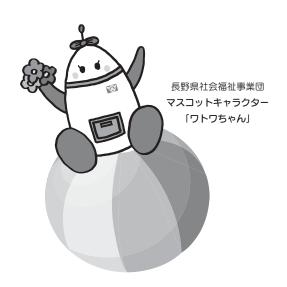
貸付番号		
被貸付者 住 所	〒	
フリガナ	生 年 月 日	
氏 名	⑤ 年月日(歳)

下記のとおり 就職 ・ 転職 したので、次のとおり届け出ます。

77.4	所在電	玍 圠 話	b 及 番	び 号							
現在の 就業先	名			称							
	職			種							
就業期間					年	月		日	から		
上記のとおり	リ就業	€し	てい	るこ	とを証明し	します。					
ŕ	Ŧ	月		日							
					就業先の長	の職及び	氏名				(FI)

以前の 就業先 ※転職者のみ	所在地電話名	. 及 び 番 号 称								
	職	種								
就業期間		年	月	日	から	年	月	日	まで	
上記のとおり就業していたことを証明します。										
4	年 月	日								
就業先の長の職及び氏名										F

※転職者については、現在の就業先及び以前の就業先の所得額が分かる書類 (雇用契約書等)を添付してください。また、以前の就業先の長の職及び 氏名欄の証明は、入職日及び退職日が分かる書類で代替可能です。



社会福祉法人 長野県社会福祉事業団 〒381-0034 長野市大字高田364番地1 (電話)026-228-0337 / (FAX)026-228-0310

(ホームページ)https://nagano-swc.com/ (Eメール)shikin@nagano-swc.com

